事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	在宅ねたきり高齢	冷者等紙おむつ支給事業				事業コード 2412		
所属コード	153000	課等名 玉山総合事務所健康福			玉山総合事務所健康福 係名 国		福祉グループ	
		祉課						
課長名	佐藤 政敏	担当者	名	高橋 由佳	内線番	号	4400-136	
評価分類	■ 一般 □ 4	い施設		大規模公共事業 [] 補助金	<u> </u>	〕内部管理	

(1) 概要

総合計画	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし		コード	1		
体系	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	齢社会に適応した高齢者福祉の充実 コード				
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実		П 7,	2		
予算費目名	介護保険費	特別会計 4款2項2目盛岡市玉山区在宅ねたきり)高歯	冷者等紙は	さむつ		
	支給事業((013-01)					
特記事項							
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度 開始年	度	18年	度		
根拠法令等	盛岡市玉山	区在宅寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱					

(2) 事務事業の概要

在宅寝たきり高齢者等の世帯に紙おむつを支給する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

旧玉山村では、社会福祉協議会の事業として、在宅で長期にわたり寝たきりの生活をしている高齢者に対し紙おむつを支給することにより、当該在宅寝たきり高齢者の介護者の負担軽減を考慮し在宅福祉の増進を目指してきた。合併協議により新規対象者は盛岡市の制度により行うこととしたが、平成18年3月31日時点での受給者に限り事業を継続することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

旧玉山村において給付決定した人について激変緩和を図るため実施している事業であり、新規対象者は盛岡地区の要綱に統合して実施している。平成18年3月31日時点と比較し、対象者は減少した。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

玉山区域内に住所を有し、平成18年3月31日まで平成17年度玉山村社会福祉協議会在宅寝たきり老人等紙おむつ支給事業実施要綱により紙おむつの支給を受けていた人

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

松桶 伍 口		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	単位	実績	実績	計画	実績	見込み
A 支給対象者	人	24	19	15	9	9
В						
С						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

事業の契約事務,委託料の支払事務等

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

松蕪店口		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 支給に係る金額	千円	213	123	163	77	77
В						
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

在宅で長期にわたって寝たきりの生活をしている高齢者に対して、紙おむつを支給すること により、当該在宅寝たきり高齢者の介護者の負担軽減を考慮し、在宅福祉の増進を図る。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

145 FBK 7-25 CD	性格	単位	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目			実績	実績	計画	実績	目標値
A 支給に係る金額/支給対象者	口上げる	千円/					
	口下げる		9	7	11	9	9
	■維持	人					
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	① E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	213	123	163	77
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	88	88	88	88
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	352	352	352	352
計	トータルコスト A+B	千円	565	475	515	429
備考						

3 事務事業の評価 (See)・・・・・・・

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

寝たきり高齢者が在宅生活を維持するうえで、介護者の介護負担の軽減により結果に結びついている。

② 市の関与の妥当性

紙おむつの支給は在宅介護を支援するもので、市民の在宅福祉の増進を図るうえで、市が実施することは妥当である。

③ 対象の妥当性

旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を継承したものであり、合併により既に受給していた人のサービス低下を招かないための事業であることから現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

現在、紙おむつ受給者及び介護者への経済的・精神的負担が増大し、在宅生活が維持できなくなる恐れがある。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を経過的措置で実施しているものであり、向上の余地はない。

また、将来的には「盛岡市在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業」と統合する事業である。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を、合併によりサービス低下を招かないために 経過的措置として実施している事業であり、新規対象者は盛岡市の制度によることから公平公 正である。

	効率性評価 事業費は委託料となっており、内容もおむつ支給に係る実費になっていることから削減できない。
	人件費についても、委託に係る契約等の事務であり、これ以上の削減はできない。
4	事務事業の改革案(Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	改革改善の方向性 合併協議により継続実施している事業であり,今後は縮小する方向にある。新規対象者は 日市の制度により,実施している。
(2)	改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法 なし。
5	課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	今後の方向性 ■ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない) □ 改革改善を行う(事業の統座合・連携を含む)

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

□ 終了・廃止・休止

盛岡市と旧玉山村の合併時の激変緩和措置のための事業であり、盛岡市での支給対象に満たない市民への救済処置であるため、事業の統廃合・休止はすべきでない。

利用者の意見を聞きながら、今後も継続していくべき事業である。